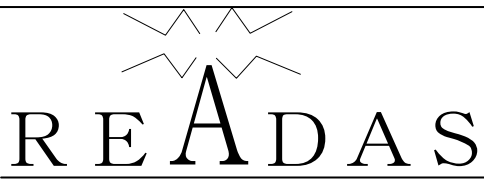


第 5567 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 10月 7日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 遺贈と死因贈与

Q：遺贈と死因贈与とはどちらがうのですか？

A：次のように違います。

【解説】

遺贈とは、遺言で財産をあげることで、死因贈与とは、死亡を原因として財産をあげるという契約です。

どちらも財産を無償であげるもので、かつ、贈与者の死亡によって効力が生じるという点では似ているのですが、遺贈は贈与者の単独行為で、一方的な意思表示であるのに対し、死因贈与は贈与者と受贈者とで交わした贈与契約であるという点で相違があります。

しかし、内容的には非常に似ていることもあって、民法では、死因贈与は遺贈の規定に準じて取り扱うこととなっていますし、相続税の取扱いも同様に取り扱われることとなっています。

両者の違いは次のような点です。

遺 贈	死因贈与
① 一方的な財産の無償譲渡	贈与契約
② 遺贈の放棄は可能	放棄はできない
③ 内容がわからない	贈与財産が明確
④ 遺言が無視されることもある	引渡しが確実
⑤ 遺言の撤回は新しく遺言を書かないとできない	遺言で撤回できる

